

件	令	省	○
令和	和元	國債の發行等に	財務省告示第
等を次年	年のと六月	行等に	三十三
のとおり	月十三日	に	三十
告示	月十五日	一	十一
イ	件	令和第三十号	○
方募入価法入札格決	用振の法發号名	國債の發行等に	財務省告示第
競争の	等替條律行稱	行等に	三十三
	法項及の	三十三	三十
	のび根及び	三十	十一
	適そ拠記	十一	十一
も各	も各	も各	も各
い申	い申	い申	い申
か込	か込	か込	か込
らみ	らみ	らみ	らみ
その	その	その	その
のう	のう	のう	のう
応ち	応ち	応ち	応ち
募応	募応	募応	募応
額募	額募	額募	額募
を価	を価	を価	を価
順格	順格	順格	順格
次の	次の	次の	次の
割高	割高	割高	割高
りい	りい	りい	りい

十 一	九 八	七	六		
發	振額最	イ 払	イ 發		
發	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国		
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債		
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市		
格	位金發競II加場行争額	發競II加場行争額	發競II加場		
日					
額令す額の振	十	千三万四	額	額	込募各當
面和るの記替	万	百百二千	面	面	み限國て
金元。整載法	円	二十千百	金	金	の度債る
額年数又の		十三九四	額	額	応額市。
百五倍は規		円億百十	で	で	募の場
円月の記定		九六三	三	三	額範特
に十三金録に		千十億	百	千	を圃別
つ三額はよ		五円六	三	九	割内參
き日にはよ		百千	九	百	りに加
百よ最振		九四	九	九	当お者
三る低替		十百	十	十九	ていご
円も額口		六五	九	億	て。各の
七の面座		万五十四	三	円	申応
十と金簿					

十五

十
四
三
二

の 経 払 過 込 利 み 子	方 額 想 額 想 発 利 法 の 定 定 行 計 元 元 日 算 金 金 の 率
--------------------------	--

払募面こ五りは償めさに準るには第四数数づ価規律統月期け各
込入金れ位算、還るれ基改。額、五でをのき統定第計前及る利
金決額を未出財期日たづ定ただし、額面こ位除いう作計す五局のび想子
額定を四満さ務限以場くがし、額未しうち成のる十が消償定支
にの乗捨のれ大に降合消行、額を満て。生すた基三統費還元払
加通じ五端る臣おのに費われ消を四得以鮮るめ幹号計者期金期
え知て入数数が各は者れ消費乗捨端數以下食全の統一法物限額及
、を得しがへ定利、物、者じて五入したもじを消査で二平指属、償
次受たたあ小め想子財価改物てじて五入したもじを消査で二平指属、償
のけ額もる数る想支務指定価得小一除費のあ条成数す各還
算たとのと点方定払大数後指たある数をく者結る第十へる利期
式者する。き以法元期臣がの数額点百總物果小四九總月子限
にはよ。額、第よ額び定表準基す。と以一合価に売項年務の支に
よ、額、第よ額び定表準基す。き下・指指基物に法省三払お

鱗年錢
國○
金・
鱗一
のパ
鰐鱗×
セント
0.99620

り算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものと

$$\text{額面金額の総額} \times 0.99920 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{64}{365}$$

十六 初期利子 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。第十四号の規定により算出された $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 第十四号の規定により算出された $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 各支払期における想定元金額

十七 第二期以降の二期以降の利子以

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償償償還 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

十九 償償償還 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

二十 償償償還 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

二十一 払者入払元 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

二十二 扱込札場利 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

二十三 扱期參所金 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

二十四 扱日加支 令和元年九月十日を支払期とし、次の算式により算出する。

$$\text{支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号において同じ。）。}$$

財務大臣から通知を受けた者は、令和元年五月十三日